

平成 19 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社アドテック
代表者名 代表取締役社長 林 芳弘
(JASDAQ コード 6840)
問合せ先 執行役員管理本部長
滝上圭一
(TEL. 03-6736-5300)

ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 7 月 13 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条規定並びに平成 19 年 6 月 27 日開催の当社第 25 回定時株主総会決議にもとづき、当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的として、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行する新株予約権の募集事項等を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の名称
株式会社アドテック第 4 回新株予約権
2. 新株予約権の払込金額
金銭の払込みを要しないものとする。
3. 新株予約権の割当日
平成 19 年 7 月 30 日
4. 新株予約権の行使の際の払込取り扱い場所
みずほ銀行 渋谷支店 東京都渋谷区渋谷 1 丁目 24 番 16 号（または当該銀行の継承銀行若しくは当該支店の継承支店）
5. 募集対象者
当社の取締役 6 名、執行役員 2 名、従業員 36 名の合計 44 名
6. 新株予約権の内容
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数
当社普通株式 323,000 株とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

323 個を上限とする。なお、この内、当社取締役が付与する新株予約権は 100 個とする。新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、1,000 株とする。ただし、上記 (1) に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、以下の通りとする。

新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成 21 年 7 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員としての地位にあることを要す。
- ② 新株予約権の相続はこれを認めない。
- ③ その他権利行使の条件は、平成 19 年 6 月 27 日開催の当社第 25 回定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(6) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者が上記(5)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(ご参考)

定時株主総会付議のための取締役会決議日	平成19年5月18日
定時株主総会の決議日	平成19年6月27日
新株予約権の割当日	平成19年7月30日

以上